

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月10日

岩手県立中央病院長　臼田　昌広

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務件名 岩手県立中央病院医事業務委託

岩手県立中央病院附属沼宮内地域診療センター医事業務委託

(2) 業務概要 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所 岩手県立中央病院及び岩手県立中央病院附属沼宮内地域診療センター

(5) 入札方法

(1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

次の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(5) 過去2年以内に岩手県内の病院又は国若しくは地方公共団体と医事業務の提供実績を有しかつそのすべてを誠実に履行していること。

(6) 入札日から直近一年間に公正取引委員会から違反事業者として公表されていないこと。

3 入札及び開札の日時及び場所

令和8年2月25日（水）午前9時30分 盛岡地区合同庁舎 医療局5階会議室

（入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

4 その他

(1) 本入札は最低制限価格を適用する。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 入札保証金

入札金額の100分の110を乗じて得た金額の合計の100分の3以上の額を入札前に納入すること。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第190条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) この契約は、県が締結する契約に関する条例（平成27年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する特定県契約に該当し
この契約の受注者は、同条第4号に定める特定受注者として、同条例第8条並びに県が締結する契約に関する条例施行規則
(平成27年岩手県規則第83号) 第5条及び第6条が適用される。詳細は岩手県ホームページに掲載する「県が締結する契約
に関する条例 特定県契約に関する手引き＜事業者編＞」を参照すること。

(8) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。

(9) その他 詳細については、入札説明書による。